

国民生活審議会
消費者団体訴訟制度検討委員会
第14回議事録

内閣府国民生活局

第 14 回 消費者団体訴訟制度検討委員会 議事次第

日 時：平成 17 年 6 月 2 日（木） 10:00 ～11:55

場 所：中央合同庁舎 4 号館共用第 4 特別会議室

1. 開 会

2. 最終報告案

3. 閉 会

国民生活審議会消費者政策部会
消費者団体訴訟制度検討委員会 委員名簿

(敬称略、50音順)

委員 長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議常任理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会副会長
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚 莊一郎	上智大学大学院法学研究科教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学大学院法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科・ 法学部教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授

国民生活審議会消費者政策部会

消費者団体訴訟制度検討委員会 出席者名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議常任理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会副会長
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学大学院法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶応義塾大学大学院法務研究科・ 法学部教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授

事務局 田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、鈴木企画官、大高課長補佐、松下課長補佐

○山本委員長 皆様、おはようございます。ただいまから、第14回「消費者団体訴訟制度検討委員会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

早速本日の議事に入ります。本日はこの検討委員会の最終報告案について、御議論をいただきます。

それでは、まず事務局より御説明をお願いします。

○鈴木企画官 それでは、お手元の「消費者団体訴訟制度の在り方について（案）」という資料をお願いいたします。

まず1ページでございますが、「はじめに」ということで、最後の段落、年明け後の議論の経緯を踏まえまして、年明け後も論点整理を行ってきたところであり、本報告はこれまでの検討に基づき、在り方につき、方向性についてとりまとめたものであるということでございます。

2～4ページは「消費者団体訴訟制度の必要性」ということでございますけれども、これは昨年12月の骨格の記述を踏襲してございます。

続きまして、5ページ以降の「第2 消費者団体訴訟制度の在り方」ということでございますが、「1. 基本的考え方」につきまして、6ページをお開きいただきたいと思いますが、6ページの一番上の行でございますが、差止請求権が不適切に行行使されると、正当な事業活動を阻害するだけでなく、消費者全体の利益をかえって損ねてしまうことにもなることから、そうした観点からも十分な検討を行う必要があるという記述にしてございます。

続きまして「2. 差止めの対象とすべき事業者の行為」でございますが、「(1) 基本的考え方」ということでございます。1段落目で、消費者契約法を基本とすることが適当と。その上で2段落目でございますが、民商法につきましては、その規定の具体性や明確性を踏まえ、慎重に検討する必要があるということでございます。

続きまして「(2) 差止めの対象とすべき実体法の規定」ということで、「① 不当な契約条項の使用」でございますが、7ページの第2段落目にまず消費者契約法の不当な契約条項とされております、8～10条を対象とすべきということを記述しております。更に後段で、いわゆる一部無効とされる契約条項、有効、無効の判断が分かれ得るものなど、一部無効とされる契約条項につきましても差止めの対象とすべきということを記述してございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。今度は「② 不当な勧誘行為」ということでございますが、後段の方で、やはり消費者契約法の規定の中で不当な勧誘行為を対象としている4条につきましては、差止めの対象とすべきということを記述してございます。

続きまして「(3) 具体的に差止請求の対象とすべき行為等」ということでございまして、「① 基本的考え方」としまして、本制度は消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体に対し差止請求権を認める制度であると。したがって、事業者の不当行為が消

費者全体の利益に影響を及ぼす可能性がある場合に差止めも認める必要があるということを記述してございます。

続きまして、9ページをお願いします。「②代理人や受託者等に対する差止め」でございしますが、2段落目の不当な勧誘行為につきましては、契約主体である事業者だけではなく、勧誘行為を行う代理人や受託者等についても差止めの相手方とする必要があると考えられると。

3段落目で、一方、不当な契約条項の使用につきましては、事業者を差止めの相手方とすれば、基本的に足りるものと考えられるということを記述してございます。

続きまして、「③いわゆる『推奨行為』について」ということですが、1段落目で、推奨行為についても効果的な差止めという観点から、差止めの対象とすべきとの考え方があ

る。2段落目で、しかしながら、推奨行為は主体や推奨の程度がさまざまであることに加え、その取扱い如何によっては萎縮効果をもたらすおそれもある。また、不当な契約条項を事業者が実際に使用する段階で差止請求をすることが可能であることを踏まえ、慎重に検討する必要があるということを記述してございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。「④いわゆる『認可約款』について」でございしますが、これにつきましては2段落目にござ

いように、認可約款の使用についても裁判所の司法的判断に服することを踏まえ、特段、差止対象から除外する必要はないものと考えられると記述してございます。

続きまして「3. 適格消費者団体の要件の在り方」でございしますが、「(1) 基本的考え方」として、10ページの「(2)」の「①法人格」につきま

しては、骨格の記述を踏襲してございます。続きまして、11ページの「②団体の目的」でござい

ますが、まず1段落目にございように、消費者全体の利益擁護が定款などにより掲げられている必要がある。2段落目にござい

ますが、営利を目的とする法人、消費者問題とは異なる分野を目的とする法人、特定の者の利益擁護や団体の構成員の相互扶助を目的とする法人は適格消費者団体の対象から除外すべきということを記述してござい

ます。続きまして、12ページをお願いいたします。一番上の段落でござい

ますが、なお、消費者問題のうち、特定の分野、金融分野などに限って活動する法人であっても、活動が特定の分野であることのみをもって適格消費者団体から除外する必要はないということ

ございます。

続きまして、「④団体の規模」でございますが、２段落目でございますように、団体の規模の判断に当たりましては、構成員数、会員数の規模ではなく、人材の確保、情報収集・分析体制、独自の事務局といった体制面や事業活動の内容が重要な指標となると考えられると記述してございます。

続きまして、13 ページをお願いいたします。「⑤事業者等からの独立性」でございますが、第２段落目でございますように、適格団体が差止請求権を適切に行使し得るためには、行使するか否かを決定する機関がその意思決定を適切に行うことが必要であるということとして、３段落目でございますように、特定の事業者の関係者もしくは同一業界関係者が当該機関の構成員、役員的一定割合以上を占めないようにすることが求められるということでございます。

そして、最後の段落でございますように、個別の案件によっては一部の役員が案件につきまして、利害関係を生じる場合がございますが、その場合は役員議決権行使の停止などを事業規程等において、あらかじめ定めておく必要があるということでございます。

なお、注の小さい数字の８でございますが、適格団体が活動資金の確保などのために事業を実施し、一定の収入を確保することについては、消費者全体の利益擁護という目的遂行に支障のない限り実施できるものと考えられますが、その場合に懸念される弊害につきましては、しっかりとした対応をする必要があるということを記述してございます。

また、小さい数字の９でございますが、消費者全体の利益擁護を目的とし、目的に沿った活動実績を有する非営利団体については、影響を排除すべき事業者ととらえる必要はないということを記述してございます。

続きまして、14 ページをお願いいたします。「⑥組織運営体制、人的基盤、財政基盤」でございますが、「ア．基本的考え方」で２段落目でございますが、適格団体には差止請求の対象となり得る事案に関する情報の収集・分析、事前交渉や差止請求、情報提供など、一連の活動を適切に行うことが求められるということとしてございまして、活動が確実に遂行される基盤として、適切な組織運営体制、人的基盤、財政基盤を備えていることが必要と。

そして、４段落目でございますが、それらを裏づけるものとして、活動を公正かつ適切に行うために必要なルールが事業規程等において明確に定められている必要があるということも記述してございます。

続きまして「イ．組織運営体制」でございますが、第１段落目でございますように、健全で透明性の高い事業運営が行われていることが必要ということで、２段落目でございますように、組織体制や差止請求権行使の実施方法、情報管理・開示、内部監査の措置等が適切に整備されていることが求められると記述してございます。

15 ページをお願いいたします。「ウ．人的基盤」でございますが、２段落目でございますように、消費者問題や法律問題についての専門的知識や経験等を備えた人材が確保されていることが必要と記述してございます。

「エ．財政基盤」でございますが、1段落目にありますように、十分な財政基盤を有していることが必要ということでございまして、2段落目にありますように、支出見込みが具体的に算定されており、また確実な収入の見通しがあるなど、健全な財政運営が求められると記述してございます。

「⑦反社会的存在等の排除」でございますが、1段落目にございますように、反社会的存在からの独立性を要件とすべきということでございまして、2段落目にございますように、過去において団体自身に法令違反行為がないことを求めたり、役員の不格事由を定めることが考えられると記述しております。

16 ページをお願いいたします。「(3) 適格要件への適合性判断の在り方」ということでございます。これにつきましては、最後の段落で、公正かつ透明な手続を実現するために、「①行政の拠って立つべき適合性判断の基準を法令等において明確に規定する。」

「②必要に応じ、関係省庁等関係機関から意見を聴取する。」

「③団体の申請について、一定期間、公衆の縦覧に供し、消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除の見地からの意見を参考にする」ということを記述してございます。

17 ページをお願いします。最初の段落でございますが、なお判断主体に関連して、第三者機関を設置すべきとの考え方もあり得るが、最初のポツにございます、事後的担保措置も含めて、迅速かつ責任を持って判断し得る行政機関においてなすことが適当。また、上記①～③のような措置を講じることにより、専門性・透明性を高めるという趣旨を実現し得ると考えられることから、第三者機関を設置することについては慎重に検討すべきとしております。

「(4) 事後的担保措置」でございますが、「①」は骨格を踏襲してございまして、「② 具体的措置」で、具体的にはということで、「ア」にございますように、一定の有効期間を定め、期限の到来時に行政が改めて申請時と同様の基準・方法で再審査する更新制。「イ」にございます、有効期間内においては節目節目で行政が報告を受けるとともに、必要な場合には行政が報告徴収、立入検査などの措置を講ずると。

「ウ」にございますように、事業活動や活動資金等について、広く情報公開・開示を行い、透明性を高めると。これに関しまして、帳簿の備え付けを義務づけるとともに、虚偽記載については一定のペナルティー措置を設けるということにしたらどうかということでございます。

なお書きで、外部監査につきましては、こうした事後的担保措置や情報公開措置を適切に講じるなどにより同様の趣旨を実現できるものと考えられることから、導入については慎重に検討する必要があるとしております。

次に「③適格消費者団体の責務規程・行為規範」でございますが、「ア」にございますように、適格要件を満たしていても、妨害目的といった不当な訴えの提起ですとか、19 ページの「イ」にございますように、差止請求権の行使にかこつけた和解金等の不当な利益を得るなどの事態も想定されるということで、そのための担保措置を講じる必要というこ

とでございまして、担保措置としましては、「ア」にございますように、適格団体に求められる責務規定・行為規範を法令等において明らかにするとともに、「イ」にございますように、個々の団体においても当該規範に適合するよう具体的な事業規程等、明文の規定を策定することが適切というふうにしております。

そして、こうした規範に反する事態につきましては、行政が必要な措置、報告徴収、立入検査などを講じ得るものとするのが適当としてございます。

次に「4. 訴訟手続の在り方」でございまして、20 ページをお開きいただきたいと存じます。前半部分は骨格を踏襲しておりまして、適格団体が複数存在するなど、この特色を踏まえた検討が必要ということを記述しておりまして、まず「(2) ①既判力の範囲」でございまして、まず第1段落目で既判力の範囲については当事者限りとし、他の団体に及ばないとするのが民訴法の基本原則に整合的と。

その上で2段落目にございますように、一方、民訴法の基本原則によった場合、蒸し返しが生じるのではないかという懸念があるということで、3段落目にございますように、そうした訴えの提起自体が抑止されるよう、適切な適格要件の設定・適合性の判断、情報公開等の措置を適切に運営するとともに、一定の不適切な訴えの提起自体を認めない仕組みを導入するなど、所要の措置について検討する必要があると記述しております。

21 ページの「②同時複数提訴の可否」でございまして、1段落目はやはり同時複数提訴につきましても、特段制限されないとするのが民訴法の基本原則に整合的である。このような基本原則によった場合、事業者には過重な負担が生じるのではないかという懸念もあるということで、3段落目にございますように、既判力の範囲の問題と同様に、各種の措置を適切に運営するとともに、一定の不適切な訴えの提起自体を認めない仕組みを導入するなど、所要の措置について検討する必要があると記述しております。

「③請求の放棄、訴訟上の和解等の可否」につきましては、やはり特段制限がされないとするのが民訴法の基本原則に整合的としております。

22 ページをお願いいたします。「(3) 差止判決の実効性確保について」でございまして、「①判決の周知・公表」でございまして、2段落目にございますように、手法としてはさまざまなものが考えられるが、適格団体が消費者への情報提供を自主的かつ積極的に行うことがまず求められると。

その上で、3段落目にございますように、適格団体の自主的活動を基本としつつ、できる限り多くの消費者に判決内容等が周知されるよう、公的機関による情報提供の仕組みについても検討する必要があるとしております。

「②判決の援用制度」につきましては、22～23 ページにかけまして、22 ページの一番最後のしかしながらということ、我が国の法制度上これまでにない例外を認めるものであることから、導入の是非や援用した場合の効果など、制度設計の詳細をめぐり、さまざまな考え方があり得ると。

必要性についても強制執行制度や判決の周知公表といった実効性確保策の効果を見極め

る必要がある。このため、援用制度の導入については、慎重な検討が必要と考えられるとしてございます。

「（４）制度運用の円滑化について」でございます。「①事業者との事前交渉」でございますが、２段落目でございますように、事前交渉を義務付けることが適切でない。３段落目でございますように、その一方で相手方との交渉を促し不当行為の抑止にもつながる観点から、警告書の送付など、請求権行使を準備していることを相手方に対して通知することが必要と考えられるとしております。

24 ページをお願いいたします。「②管轄裁判所の決定」でございますが、１段落目でございますように、管轄裁判所については被告である事業者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所を基本とするのが適切であると。

２段落目でございますように、なお双方当事者の合意による管轄など、一定の例外を認める必要があると考えられるとしてございます。

「（５）不適切な訴えの提起に対する措置」でございますが、真に消費者全体の利益擁護の目的ではなく、競合事業者に対する妨害目的等の不当な目的でなされる訴えの提起については、制度的に抑止され得るものと考えられる。しかしながら、消費者全体の利益擁護という適格団体に差止請求権を認めた目的にかんがみ、制度の濫用防止に万全を期す観点から、不当な目的でなされる訴えについては、その提起自体を認めない仕組みとする必要があるとしてございます。

なお、注書きの 14 で株主代表訴訟等において設けられている担保提供制度を導入すべきとの考え方については慎重に検討すべきとしております。

25 ページをお願いします。「５．制度の実効性を高めるための方策」ということでございまして、「（１）」、「（２）」の「①」までは骨格の記述を踏襲してございます。その上で「②情報面における環境整備」ということで、センターの保有する消費生活相談情報が必要となり提供を求める状況も想定されるということとして、26 ページをお願いします。１段落目でございますのは、センターが保有する消費生活相談情報につき、一定の範囲で情報を提供する必要があるとしました上で、２段落目でございますように、一方、そうした情報には未確認情報や個人情報が含まれることなどを踏まえると、提供すべき情報の範囲や守秘義務の在り方について、更に検討する必要があるとしております。

「③人材面における環境整備」につきましては、２段落目でございますように、国民生活センターが実施する研修を活用するなど、研修の機会を確保することが求められるとしております。

「④資金面における環境整備」につきましては、「ア」、「イ」にございますように、専門家を活用した事業を実施したり、活動の PR を通じて会費、寄付金収入を確保する等の取り組みが考えられるとした上で、27 ページの２段落目をお願いしたいと思いますが、独立した中立的立場の団体・ファンドなどが寄付金の受け皿になることも環境づくりにつながるとした上で、３段落目、行政としましては、情報面、人材面の支援を行うとともに、

制度に関する積極的な広報・啓発を行い、国民の間に広く理解が進むよう努めていく必要があるとしております。

「⑤制度の十分な周知」でございますが、「また」というところで、相手方となる事業者においても本制度が十分に理解され、問題の早期解決が図られるようにすることも必要ということを記述しております。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、御意見、御質問等、パートを限りませんので、御自由に御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

升田委員、お願いします。

○升田委員 いつもの定められた慣行を妨害して非常に恐縮なのですが、すぐに退室する用件がございまして、最初に話をさせていただくのをお許しいただきたいと思っております。

今回提出のありました案というのは、検討委員会におけるさまざまな議論というものを的確に幅広く整備されておりまして、しかも行政的な制度の整備についても触れられていまして、基本的には賛成したいと思います。勿論、消費者団体訴権を認めるということ自体も従前から賛成しておりますし、今回の提案にもその旨明記されておりますので、この点もそのとおりでと思っております。

今回の制度設計について、私の見るところ、重要な点と言いますのは、今回求められる権利というのは実体法上の差止請求権ということでありまして。この請求権の性質、これが認められる根拠、あるいは歴史というものを振り返ってみますと、少なくとも現行の法制度を前提としますと、恐らく2段階の飛躍があるのだろうという具合に考えております。

1段階目は、まず本来こういう制度について、現在の法制度の下で消費者が差止請求権を有するかどうか。

2段階目は、その点はさて置くとしても、消費者団体がそういう請求権を有するかどうか。この2つの恐らく実体法上の問題があるだろうと思っております。

今回の御提案は、いろいろ議論があると言いますか、従前必ずしも積極的に理解されてこなかった、こういった権利について、先ほど申し上げましたように、2段階の飛躍を少なくとも消費者全体の利益擁護という観点から、政策的に特別の実体法上の権利として認めようということであろうと理解しているわけです。

そうしますと、1つには、やはり消費者団体にそういう非常に重要な権利、特別に認められる権利というものを制度設計しているということになりますと、そのほかの制度の内容につきましても、やはりそれと相当の整合性が必要ではないかという具合に考えるわけでありまして。

そうしますと、例えば、差止請求の対象につきまして、いろいろ議論は恐らくあるだろうと思っておりますし、今後も尽きないだろうと思っておりますし、仮にこの制度が立法化された後においても、訴訟の実務においては議論があり得るところだろうとは思いますが、少

なくとも消費者保護のために認められた実体法上の差止請求権であるということになりますと、消費者保護に特有な法律に限定して、やはり差止請求の対象を画するのが妥当ではないかという点が第1点でございます。

第2点。これは管轄について、この委員会の中でいろいろな議論がございましたけれども、先ほど申し上げましたような、この権利が認められるその理由、必要性等を考慮しますと、他方の弊害についても、やはり相当配慮しないといけないということになりますと、一般原則とは異なる管轄の定めを認める、あるいは限定するということにも相当の合理性があるのではないかという具合に考えるわけであります。したがって、その点についてだけ、若干申し上げさせていただきたいと思っております。

そのほか、例えば、外部監査について、非常に消極的な表現でありますとか、例えば、権利を濫用した団体とか理事、そういった方について、特別の責任というものをもうちょっと認めてもいいのではないかという気はいたしますけれども、その点は個人的にはもっと積極的に、ガバナンスあるいは責任の明確性を見地から積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、それは全体の中でまた御検討いただければということになります。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに御発言ございますか。

長野委員、お願いします。

○長野委員 長野でございます。今回のペーパーについては、私自身重要と認識している順番で、各項目について、意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず先ほど、管轄のお話しも出ましたけれども、最大の問題点は24ページに記載されております、裁判管轄の問題であると認識しております。このペーパーでは合意管轄は別として、消費者団体訴訟の裁判管轄を被告の普通裁判籍に限定する考え方が示されております。

その根拠とするところは、これまでの事務局のペーパーでは、事業者の不当行為が行われる地、もしくは行われるおそれがある地に管轄を認めると、事業者の行為が不特定多数の消費者になされるものであるから、結果的に全国津々浦々において訴え提起が可能となって、事業者の利益を害するという点。

2点目として、同時複数提訴を制限しないことによって生じる弊害を最小限にするためにも、管轄裁判所を限定する必要があるというふうな点が挙げられております。

しかし、前者については行為を行う蓋然性がやはり必要となるのであって、行為地に管轄を認めたとしても、全国津々浦々という事態には決してならないというふうに認識しております。

また、勧誘行為を行ったり契約を締結している場所というのは、当該事業者が活動を実際に行っている場所であり、被害も事業活動を行っている地で発生しておりますし、不当勧誘や不当契約条項使用の証拠も事業活動を行っている地に存在しております。また、

事業者が当該地で事業展開をする以上は、展開した地域での応訴の負担を被るのはむしろ当然なことであろうと思います。

以前にも申し上げましたけれども、個別消費者からの訴訟も提起されるはずであって、それは恐らく金銭給付が多いでしょうから、實際上、被害消費者のいる地で同一論点について応訴をせざるを得ないという事態になるのであって、事業者にとって特に負担という事態は生じないというふうに考えております。

また、我が国の現在の法制上、土地管轄は特別管轄の義務履行地規定と弁済の場所が原則として債権者住所地とされていることによって、実際上は被告の住所地を基本とする原則が逆転しているのが現状であります。このことから言っても行為地、被害発生地に管轄を認めることは、これまでの法制度との比較においても過剰な負担となるものではないというふうに思っております。

更に実務においても、不正競争防止法違反の侵害差止請求事件について、最高裁決定平成16年4月8日は、次のように述べております。

『民訴法5条9号は、「不法行為に関する訴え」につき当事者の立証の便宜等を考慮して、「不法行為があった地」を管轄する裁判所に訴えを提起することを認めている。同号の規定の趣旨等にかんがみると、この「不法行為に関する訴え」の意義については、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止、又は予防を求める差止請求に関する訴えをも含むものと解するのが相当である。』このように判断しております。

消費者団体訴訟制度は、事業者の消費者利益を害する不当な行為を差し止めるものであって、この最高裁決定の趣旨がまさしく妥当するものであります。そういった意味から言っても、被害発生地、いわゆる行為地に管轄を認めるべきであるというふうに認識しております。

また、事業者の負担については、そもそも同時複数提訴されることが過剰な負担となるかという評価は疑問ではありますが、複数の地域で事業展開している以上、事業展開した地域での応訴の負担は覚悟すべきものだろうと思います。

更に、余りに不合理な同時複数提訴については、移送であるとか併合手続を定めることによって対処可能ではないかというふうに思っております。実際の審理を考えれば、被害消費者の尋問が必要な場合が当然考えられるわけであります。具体例で言うと、被害者が沖縄にいるのに被告の本店が東京であるために、東京でしかこの制度が使えないというふうになると、実際上尋問はほぼ不可能ではないかというふうに思っておりますし、審理に著しい障害が発生することは明らかであります。このような事態になれば、この制度自体が機能しなくなるというふうに考えられます。

以上のとおり、裁判管轄を事業者の普通裁判籍に限るとする案は、本制度の実効性を全く没却してしまうおそれが大であるという認識をしておりますし、本制度をきちんと機能させようとする立場からすれば、裁判管轄に関するこの報告書の案については絶対に容認

できないというふうに考えております。

続いて、次に重要と考えておる点ですけれども、9ページの推奨行為についてであります。これは何度も述べましたけれども、賃貸借契約において管理会社が契約書を作成している事例とか、不当な損料表を作成する事例があります。これは非常に被害が多数発生しております。これらの事例の場合に、推奨行為そのものを差し止めないと被害を防ぐことが、實際上不可能であります。また實際上、家主さん一人ひとりに対して、ないしはその業界の各社を相手にそれぞれ差止訴訟を提起すれば、実際上はそれを作成した管理会社であるとか業界団体が結局は対応するという事態になろうかと思えます。

そうした場合に、かえって家主さんであるとか加盟各社から管理会社、業界団体はどうなっているのかというふうに責められる事態が生じるのではないかというふうに思います。そうすると結局は事業者側にとっても推奨行為そのもので、それを作成したところが争う方が事態の実際を考えると妥当ではないかというふうに考えております。

続いて、24ページの不適切な訴えの提起に関する措置についてであります。これは具体的には却下制度が考えられているのであろうと思えますけれども、このような制度ができた場合、この却下制度自体が濫用されるおそれが大であるというふうに認識しております。不当な行為を行う事業者であればあるほど、そのおそれは大だというふうに考えています。

弊害排除については、正当な活動の実績が求められていることであるとか、事業者等からの独立性、事後的担保措置、更には行政による監督の制度があって、この不適切な訴えの提起に対する措置については、屋上屋を重ねるものであるというふうに認識しております。

実際上その訴訟が不適切かどうかというのは、訴えの内容に非常に関わる人が多いと思っております。内容の審理を結局せざるを得ないのであれば、これによって事業者の負担が減るわけではないというふうに思っておりますし、この制度自体の合理性については疑問であります。

6ページの差止対象についての記載についてですが、民法規定は慎重に検討すべきであるというふうにされておりますけれども、詐欺、強迫、公序良俗違反の契約条項については少なくとも明確性に欠けるところは、私はないと認識しております。詐欺、強迫は要件も明確でありますし、公序良俗違反性は消費者契約法10条の判断と余り変わらないというふうに認識しております。

8ページに書いております、不当な勧誘行為を対象とすることについては、被害実態からしても極めて妥当だというふうに思っております。

4ページの損害賠償についてですけれども、これについては骨格でも既に触れられておりますけれども、これまで申し上げてきたとおり、今回は時間の関係で議論はできなかったけれども、不当行為を完全になくすには不当利益の吐き出しが必要不可欠であって、慎重に検討ではなく、今後早急に検討すべき問題であると、私自身は認識しております。

最後に、裁判管轄については、行為地を入れなければ本制度は有効に機能しないおそれが大であることを再度申し上げて、意見を述べたいと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見はございますか。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 13 ページであります。これは「事業者等からの独立性」です。この真ん中のところに「特定の事業者の関係者もしくは同一業界関係者が当該機関の構成員（役員）の一定割合以上を占めないようにすることが求められる」ということが記載されております。趣旨は実質的支配や影響力の行使を排除するものだと考えるのですが、この一定割合という数字だけの割合指標では影響力排除という面では不十分ではないかと考えております。

事業者等からの独立性を担保するためには、事業者の役員、重要な使用人や利害関係にある弁護士が、適格団体の役員、重要な使用人の兼務も禁止するということが必要であろうと考えます。

14 ページの一番下の段落ですが、組織体制や差止請求権行使の実施方法、情報管理・情報開示、内部監査の措置等が適切に整備されていることが求められると書いております。

これは組織の形だけではなくて、この内部統制のシステムがきちんと構築されているかということにすべきです。そういうふうにも一面読めるのですけれども、そこははっきりと、例えば、その一番下の行のところですが、内部監査の措置等の内部統制システムが適切に整備されているというふうに挿入すれば、きちんと意が通じると思います。

18 ページでありますけれども、その下の方に「③」と書いてある、すぐ上のところですが、行政による事後的担保措置や情報公開措置を適切に講じることなどにより、第三者監査、外部監査を行わなくても、それと同じ趣旨を実現できると考えているということが記載されております。

しかし、私は第三者監査が基本であると考えておるわけです。これを採用しないのであればこういう代替措置をもって、その第三者監査に置き換えるか、それとも同じ効果を本当に発揮できるものであるということが示されなければならないと思います。

そういった観点では、公開すべき情報をどのように規定するのか、規定の仕方が相当重要になってきますし、公開された情報に関する質問や回答の方法についての規定もまた必要になると考えるわけです。いずれにしても、この第三者の視点と同じ効果を保証する仕組みになっていないとまずいと考えます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見は。

では、上原委員、お願いします。

○上原委員 全体としまして、今回の報告書につきましては、いろいろと議論の対立があるところを踏まえて、この委員会で大筋の合意ができるところをまとめられたということで、全体としては賛成したいと思います。

以下、4つほどの点につきまして、細かな点ではありますが、気が付いたことを申し上げたいと思います。

ページの順番で前の方から行きます。まず9ページの推奨行為の観点であります。推奨行為を対象にしないということ自体について、意見はいろいろあると思いますが、その結論につきましては賛成するわけですが、ただ、気になるのは9ページの下から4行目あたりにその使用の差止めをすれば十分だという下りで「不当な契約条項を実際に使用する段階で差止請求をすることが可能である」という表現があるところです。これはそういう趣旨ではないとは思いますが、読み方によっては、一度実際に使用して初めて差止めが可能になるというような限定的に読まれる可能性があるものですから、もう少し表現を工夫していただければと思います。

私の理解では、やはり使用しておそれがあれば、差止めというのはできるはずであります。が、（勿論そのおそれがどの程度の場合にあるかという認定の問題は残りますが、）この点を申し上げておきます。

それから、11ページのところの「②」の団体の目的の問題ですが、「消費者全体の利益擁護が掲げられている必要がある」というところと、その後の別の目的を掲げている団体は除外するというところで、しかし、問題は消費者全体の利益擁護を掲げつつ、付随的にその下にあるような目的も掲げているような団体はどうなるのかという問題が残されていると思います。

恐らくそれは必ずしもそういう付随的な目的があるからと言って排除されるわけではないというふうに理解しております。それは例えば、13ページの先ほど紹介された注8のところの記述などから、その種のことが伺われるわけですが、この11ページのところだけを読みますと、その2つの異質の目的の関係というものがあいまいであるので、もう少し明確にいただければと思います。

22ページであります。が、「①判決の周知・公表」というところで、基本的には消費者団体の自主的な取り組みに委ねるということで、しかしながら、その最後のところで公的機関による情報提供の仕組みというような表現が出てくるわけですが、これは極めて漠然としていまして、例えば、国民生活センターが公表することはどうかというようなことも議論されたわけでありますから、もう少しその公的機関というものの具体的なイメージを明らかにしていただければと思います。

最後に24ページの管轄のところであります。長野委員の御意見もございましたが、これはなかなかどちらの意見が妥当であるか、難しいところであると思います。

私としては、やはりその同時複数提訴をされた場合に、審理の内容あるいは結果がばらばらになるということを、この種の一般的な性格を持つ訴訟においてはできるだけ避けるのが妥当であると考えておりますので、そういう観点から、管轄は普通裁判籍所在地の場所に限定するという原案に賛成したいと思います。いずれにしても、この問題については、どういうファクターを重視して、こういう結論を取ったのかということをやはり報告書自

体に明らかにすべきであると思います。この原案ですと、適切であるということが書いてあるだけで、なぜ適切かという理由が述べられていません。そこはもう少し説明が必要ではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに御発言ございますでしょうか。

寺田委員。

○寺田委員 全体として、かなり上手に整理されていると思いますので、基本的なラインについては賛成でございますが、消費者団体にこのたび、この訴権を導入するという事は非常に画期的なことでございますので、できるだけこれを健全に育てていくということではないかと思えますけれども、逆にそういう新しい制度を導入することに伴う、やはり弊害とか濫用をできるだけ未然に防止をするという意味で、基本的にやはり小さく産んで大きく少しずつ育てていくというアプローチで進んでいくべきではないかという意見を再三申し上げておりますけれども、そういった前提でこのとりまとめも大体できているというふうに考えております。

今の濫用防止という観点も含めて、2、3意見を申し上げたいのですけれども、1つは12ページのところの「④団体の規模」です。構成員数の規模ではなく、その他のいろいろなものを指標にすべきであるということになっているんですけれども、やはり団体である以上、構成員の数でありますとか会員の数、あるいはその組織率とかいうものはやはりその団体が真に消費者のサポート、支持を受けているのかを判定する非常に重要なバロメーターではないかと思えますし、またその数の増減ですね。非常に正しい活動をしている団体は、おのずとサポーターの数も増えてくるでしょうけれども、そうでない団体は数が減ってくるという形で、自然淘汰が図られるといったような効果も期待できると思いますので、ここで掲げられています、人材の確保、情報収集、分析体制ですけれども、この辺はむしろ、その団体の規模を判定するメルクマールというよりも、むしろ組織運営ですね。14ページの方に掲げていますけれども、そういったところの定性的な話だと思いますので、やはりその補完的な意味でも数の要件というのは必要なのではないかというふうに感じております。

それでは、具体的に何人ならばいいのか、あるいは組織率何%ならばいいのかというのは非常に難しい問題だと思いますけれども、国民生活局の方でも毎年、消費者団体についていろいろ調査をされていると思うんですけれども、そういったような結果をよく分析していただければ、おのずとそういった数の面の相場観というのは出てくるのではないかとこのように思われますので、是非この点、御検討いただきたいというふうに思っております。

次に、14ページの方の組織運営体制のところでございますけれども、組織体制あるいは差止請求権行使の方法、その他が適切に整備されていることが求められるという、この表現自体は、適切に整備ということで若干あいまいになっているような感じがいたしまして、とりわけこの中で請求権を行使するかどうかというのが、この消費者団体における、非常

にこの法律との関係で重要なポイントになりますので、その部分については、やはりその意思決定のルールが例えば、構成員の過半数をもって、それを決定しなければいけないとかいったような形で、法令上明確に規定しておいていただく必要があるのではないかとということがございます。

18 ページのところの外部監査の話ですけれども、これはやはり消費者団体といっても特別にこの訴権を行使できるという公的な能力、権限を付与される団体でありますので、やはり外部監査というのは必要ではないかというふうに思われます。この報告全体、前文のところにも役所が規制するという形で行くのではなくて、市場メカニズムによって、これを全体に解決していくといったような考え方が取られているのですけれども、やはりそういった意味からも、この外部監査をこの団体にも適用していただいて、それを情報公開その他とも併せて、周りからチェックしていくという仕組みが必要なのではないかというふうに思っています。

最後に、管轄裁判所のところでいろいろ議論があるのですけれども、やはり消費者保護法あるいは消費者契約法、その他、基本的な考え方は消費者個人対事業者という対立関係で考えた場合には、やはり事業者の方が情報量、交渉力というのは上回っているのです、やはり消費者をより保護しなければいけないという形なのだろうと思うのですが、今回団体という訴訟能力も持った非常に立派な団体が生まれた際に、それと例えば、事業者という関係に立った場合に、これはもうどちらが強くてどちらが弱いと、そういった形にはならない。特に裁判ということになった場合に、やはり事業者の側は、小規模事業者その他も当然想定において検討していただく必要があるわけですから、大きくて立派な消費者団体対個人零細事業といったような場合も想定されるわけですので、これはやはり基本的にはその民事訴訟法の原則によっていただきたいということで、特別な例外というのはあえて設ける必要がないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

では、鹿野委員から、お手が挙がりましたので。

○鹿野委員 3点申し上げたいと思います。

第1点は、今も御指摘のあった24ページの管轄のところですが、「普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所を基本とするのが適切である」とした上で、ただ、一定の例外を認めるというふうにされているのですが、以前からの流れにおいて、これが、民事訴訟の原則より裁判籍を限定するという趣旨のものであると理解するのであれば、やはりこの点については疑問があります。

先ほど、長野委員からも、判例を引用してのご指摘がありました。民事訴訟法のルールのままということであれば、その解釈によって、例えば不当な約款条項によって被害が発生した、あるいは発生するおそれがある地においても、その管轄が認められる可能性は残されるのではないかとこのように思うのですが、そうではなくて、事業者の本拠たる主たる事業

所ないし営業所の所在地に基本的に限定するという定めを置く趣旨だということであれば、そういう限定をどうして設けるのだろうかという疑問がございます。

もう既にポイントについては長野委員が指摘されたところですが、管轄を他にも認めた場合に、もし不都合が起こるとすると、それは、上原委員の指摘されたように、同時複数提訴が起こった場合にどうするのかという問題であろうかと思えます。しかし、これについては移送・併合等の仕組みを考えて、適切に処理するということができたら、そちらの方がよいのではないかと思います。むしろ本拠地とは違うところで既に被害が多発しているというような場合において、それにもかかわらず、その被害が発生している地、あるいは将来的にもかなり発生しそうな地とは違ったところで差止めの訴えを提起しなければいけないとすることは、消費者保護のための今回の差止訴訟制度の趣旨からみておかしいのではないかと思います。

それから、2番目に、9ページのところの推奨行為についてです。この推奨行為についても、もう既に何人かの委員が指摘されたところですが、ここで検討している差止制度は、被害の原因を絶つというところに意味があると認識しているわけですが、そういう意味では個々の具体的な事業者を対象にするということだけではなく、その推奨行為自体も対象にして、根本的にその原因を絶つということをお認めすべきだと考えております。

次に、6ページのところです。差止めの対象について、民法、商法について触れられていますが、今回どうするかということとはともかくとして、それらについての将来の検討の可能性をもう少し積極的な形で残しておくべきではないかと思います。先ほど、升田委員が、これは消費者保護のための特別の制度なのだから、あくまでもその消費者保護の特別な法規を対象とすべきだという趣旨のことをおっしゃいました。そういう考え方もあろうかとは思いますが、例えば民法96条の強迫と消費者契約法4条との比較において考えてみますと、従来から、民法96条の強迫については、厳格な要件が要求され、したがって適用が難しいという側面があったので、その要件をある程度緩和して、民法96条に直接は該当しないような場合についても消費者契約法の4条で取消権を与えようじゃないかと。そういう趣旨で消費者契約法の規定は設けられたのだと思えます。

そして、消費者契約法4条で具体的に規定されている、いわゆる不退去ないし監禁類型以外の強迫行為であって、しかも不退去、監禁より違法性の強いものもあり得るわけです。そういう場合、強迫されて契約をした個々の消費者が、それを理由にして取消権を行使するということは民法上可能なわけですが、さらに差止めについても検討する必要があるのではないかと思います。勿論、これを差止めの対象にするときには、事業者と消費者との間で、事業者が一定の形での強迫行為を反復継続し、消費者全体の利益を害するおそれがあるという、差止め特有の要件が必要となってくるでしょうし、立法化するということになるとう明確性をどのように確保するのかということも問題となるでしょう。そういう立法技術的な困難があるということは承知しているつもりではあります。しかし、この書きぶりでは、慎重に検討する必要があるということで、かなりネガティブな表現のよう

にも見受けられます。そうだとすると、この書きぶりは消極的すぎるのではないかと疑問を持っております。

以上、幾つか申し上げましたが、全体としてはいろいろな方面からの今までの意見を非常にうまくまとめられていて、今回の報告書案について、全体としては賛成です。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますか。

では、坂東委員から、お願いします。

○坂東委員 ありがとうございます。私も何点か、お話しをしたいと思いますのですが、その前に、私自身、改めてこの最終報告書案を読ませていただいて、議論は大きく2つあったはずだというのがどうも引っかかっております。

1つは、弊害排除という議論がありました。もう一つは、適格消費者団体がどのような形で具体的に権利行使をしていくかをいかにサポートするかという視点があったはずです。

適格消費者団体の具体像を検討しながら、その消費者団体がこの団体訴権というものを担っていくために何が必要かという視点も、この検討委員会の中で議論されたと、私は理解していますが、どうもその視点については、書きぶりが足りないのではないかという気がしてなりません。それが第1点です。

つまり、本当にこの最終報告書案を読んで、今後、団体訴権を担っていく消費者団体が生き生きと市場の中で役割を果たしていく、そういう誘因になるんだろうかというのが非常に疑問であります。

そういう前提で申し上げますが、まず何よりも、既に鹿野委員からも長野委員からもお話しがありましたが、24ページの管轄裁判所の記述については、やはり不十分ではないかと思えます。私自身の理解では、仮に消費者団体が訴権を担うようになったとしても、少なくとも訴訟上に必要な情報という観点からいけば、事業者との格差は明らかでありまして、消費者団体の方がやはりいわゆる弱者だろうと思えます。

しかし、百歩譲って、仮にどちらが強くてどちらが弱いかわからないとしたとしても、だとすれば、それは民事訴訟法上の原則によれば済む話であります。既にこれも何度も述べられているとおりで、二重提訴等の問題は移送や訴訟の併合といった民事訴訟上の制度を使って解決のできる問題でありますから、普通裁判籍に管轄を限定するという必要はないと、私は思います。したがって、この点については是非再度御検討をいただきたいと思えます。

2つ目に、何ページになりますか、民法に関する記述でございます。これも既に御指摘があったとおりで、6ページのところに民法の規定については、「具体性・明確性を踏まえ、慎重に検討する必要がある」という文書になってはいますが、この「慎重に」は要らないと思えます。つまり、その後、消費者契約法について、不当な契約条項の使用や不当な勧誘行為について、具体的に記載をしていただいているわけですが、例えば、不当な

勧誘行為という枠組みの中に詐欺や強迫に関わる文章をここに仮に入れたとしても、恐らくそのことは文章全体としての整合性を損なわないだろうと思います。つまり、詐欺や強迫の要件は少なくとも消費者取引の枠組みの中では既に明確だと、私は思うからです。

そう考えますと、慎重にという文章があって、後に消費者契約法の記載があるというだけでは、今までの議論の延長線から考えても、民法について弱い書きぶりになり過ぎてはいないかというのが、私のお話しをしたいところです。

時間もありませんでしょうから、限定してお話しをしますが、最後に 26～27 ページにかけましての資金面の環境整備についても、一言申し上げたいと思います。資金面の環境整備というところを読みますと、これはいろいろ記載をしていただいている、消費者団体として頑張りなさいということが書かれているんだらうというふうに思います。一方、行政としてはという文章を読みますと、これは資金面に関する環境整備に遠回りではつながるのかもしれませんが、情報面、人材面の支援を行うとともに、啓発活動を行うのですよということしか書かれていません。これが資金面という文章の中に突然出てくることに違和感があります。

勿論、資金面でも消費者団体に多くの人が関わっていくということも大切ではあります。しかし、審議会の報告書は行政に対するものでもあります。行政として、そこに一定の役割をどのように果していくかということについては、少なくとも今後の検討課題であるということを入れるべきだと思います。

例えば、財政面の支援についても消費者政策全体の中で検討する必要があるといったような文章が本来であれば、ここで入れられるべきではないでしょうか。私はそのように思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。今日はまだ時間はかなりありますので、ほかの委員の方からも御意見をいただきたいと思います。

川本委員。

○川本委員 全体的には、今までの議論をよくまとめられていて、基本的に賛成であります。ただ、特に1点、私自身もよくわからなかったところがあるので、だんだん今いろんな委員の方の意見を聞いていて多少わかってきたのですが、その裁判籍の話なのですが、民事訴訟法の原則に沿って考えるべきであるというようなことがいろんなところに出てくるわけですが、この 24 ページの案というのは、結局、民事訴訟法の原則に従ってということではなくて、ある意味では何というか、普通裁判籍が基本だということ。なお以下で「当事者の合意による管轄」。これは合意しているのだから、別に問題ないですね。それに「など」というのがあって、このなどが何を意味するのかがよくわからないわけですが、その第1パラグラフでその基本ということを書いていて、むしろその民事訴訟法よりも狭めて、ここは考えるべきであるということを経験的に言っているのか、あるいは参考資料の 30 にあるわけですが、その民事訴訟法では特別裁判籍というの

は、これに当てはまる場合には、言わば自動的にこの特別裁判籍が認められるのだと思うわけですから、この普通裁判籍と特別裁判籍というのは、言わば一体となっていて、この両方が民事訴訟法上の言わば原則というふうに考えることができるとすれば、その原則に従えば、その消費者、いろんな不適切な行為が行われた場合の行為地あるいはその事務所がその近くにある、営業所があるというような場合にも、そこのところで訴えられるとか、あるいは不法行為ということであれば、その行為地で訴えられるわけですから、ともかく、その民事訴訟法の原則に従えば、この消費者の不法な勧誘行為とかに対して、ケース・バイ・ケースというか、そういうことで差止めができてくるということであるとすれば、むしろ民事訴訟法の原則に従ってということが書かれればいいような気もするわけでありませう。ですから、私自身はこの消費者問題の特性に鑑みて、普通裁判籍だけでは対応できない場合もあるわけですから、広く事例に即して考え、裁判籍が認められる方がいいと思っているわけですが、この原案の読み方が「など」という言葉もあって、ちょっとわかりにくくなっているような気もしまして、民事訴訟法の原則という考えとこの記述との関係をもう少し、事務局の方なのでしょう、説明していただけるとありがたいなという気もしているのですけれども、いかがでしょうか。

○山本委員長 先ほど来の議論で大体明らかだとは思いますが、リクエストがありましたので、説明をお願いできますか。

○大高課長補佐 24 ページの管轄裁判所の決定に関する記述でございますけれども、先ほどから、各委員から民事訴訟法の基本原則との関係との整理はどうなっているのかということでございますが、私どものこれまでの検討委員会の資料を見ていただいても書いてございますように、基本的にまず民事訴訟法のどの規定に該当するか、必ずしも明確ではないのではないかと問題意識から入っております、ここ自体にいろいろなお考えがあるところでございまして、例えば、第5条のそれぞれの特別裁判籍に、例えば、該当するのだという解釈に立たれる方にとっては、普通裁判籍を基本とするというのは、民事訴訟法の基本原則からすれば、更により限定する方向ではないかということになるかと思ひますし、一方で第5条の特別裁判籍には、該当しないのだという解釈に立たれる方からすれば、単に民訴の規定を確認しただけであるということになるかと思ひます。そこについては、民事訴訟法の基本原則というものがどうなるかというような考え方はいろいろあるということ、その意味でほかのところとは、やや出発点を異にするのではないかというようなふうに考えております。

○山本委員長 どうもありがとうございました。更に御発言をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

では、まず三木委員、先にお願ひします。

○三木委員 この報告書全体といたしましては、多くの委員が既におっしゃっておられますように、これまでの議論を適切に集約したものであり、基本的に妥当な内容になっていると思ひます。この委員会では複数の論点について、委員の間で大きく見解が分かれたま

まになっている点もございますが、それらについては、この報告書は基本的には慎重な態度を取るという基本姿勢ではないかと思えます。

その点については考え方がいろいろありましようが、消費者団体訴訟制度は我が国のこれまでの法制度から見ますと、かなり新しい制度であることは確かでありまして、検討の時間の関係も踏まえて、意見が対立しているところについて、慎重な姿勢を取るという基本方針には、それなりの合理性がないではないというふうに考えます。

2点だけ意見を述べたいと思えます。いずれも24ページに関係しております。1点目は、これは多くの方が管轄裁判所の決定の点で御意見をおっしゃいましたので、それを伺いながら、少し自分の意見も言おうかと思ったという次第です。

結論的にこういう方針を取るのがいいのか、それとももう少し管轄を広げる方がいいのかというところは、なかなかこれは微妙な問題で、双方のお考えに理由があるということです、なかなか即断し難いところではないかと思えます。

1点、このような制度を導入することを正当化するというか、その合理性の方の根拠として、その同時複数提訴のことを考えると、意味があるのではないかという御意見があり、それに対しては、移送・併合で対応できるのではないかという御意見がありましたが、しかし、最初の訴えと後の訴えが審級を異にした場合には、移送・併合の手段は取れませんし、あるいは既判力制度について、手当てをしない方針ですので、最初の訴訟が既に訴訟継続を失った後に、後の訴訟が起こされた場合には当然、移送・併合ということは考えられないわけで、それですべてが賄えるということにはならないだろうと思えます。

この管轄の報告書の考え方が民事訴訟法の管轄に関する基本原則に沿っているのか、基本原則を修正しているのかという点もなかなか微妙でありまして、普通裁判籍と特別裁判籍が両方、民事訴訟法の原則であるという考え方を取れば、それよりは狭めようという方向だというふうに言えると思えますし、他方において、その管轄の民事訴訟における基本原則というのは、ローマ法以来、被告住所地主義であって、被告の住所地というのが最大の要素であるというのは疑いのないところです。

その辺に対して、特別裁判籍というのは、一般的には政策的な考慮に基づいて置かれた管轄規定であって、そうしますと通常の民事訴訟と団体訴訟では政策的な考慮の要素が異なるんだというふうに考えれば、むしろ普通裁判籍を中心に基本に考えるという考えの方が基本原則に沿っているとも言えるわけで、この辺は両様の考え方があるところで、なかなか決め付けるということは難しいような気がいたします。

もう一点は、「(5)の不適切な訴えの提起に対する措置」のところ、これもこのような制度、措置を設けるべきかどうかについては、既に両方のお考えが示されており、なかなかこれも管轄と同様に微妙な問題であろうかと思えます。

その結論については両方の考え方があり得ると思えますので、そこには特段の強い意見はございませんが、仮にこういう制度を設けるとした場合の話ではありますが、報告書によりますと、制度の濫用防止という言葉が入っておりますし、他方で不当な目的という言葉

も入っておりますが、この両者は必ずしも常に一致するわけではないというか、違うことを言っている部分もあるという気がいたします。

仮にこういう制度を設ける場合には、その提起自体を認めない仕組みという表現で、やや漠然としておりますが、恐らく意味しているところは訴えの却下制度なんだろうと思います。

そうだとしますと、それはこの法律において、独立の訴訟障害事由あるいは広義の訴訟要件を設けるということになりますので、当然その要件は明確でなければならないだろうと思います。

例えば、先ほど既判力に関する措置が置かれる予定はないということを申しましたが、そうしますと、ある団体が訴えを起こして、それが請求棄却されたという後に、別な団体が同じ事業者に対して同じ約款条項を対象として、また訴えを起こしたというときに、これは不当な目的の方ではなかなか却下できないのではないかという気がいたします。その団体ごとに固有の提訴権を持っているわけですから、それを行使しただけだということになりますし、また目的という点に関しましても、最初の訴えの判決が下りてから時間的な経過が何があるかありますので、その間に事情が変更している可能性がありますので、事情が変更すれば新たな訴えが起こせるという余地がありますので、それをもって不当な目的での提訴ということは言えないか、あるいはその立証は難しいということになります。

他方、制度の濫用防止という方。これも濫用という概念をどう捉えるかにもよりますけれども、特段の大きな事情の変更もないのに、一度消費者団体の起こした訴えで負けている訴えをまた起こすというのは紛争の蒸し返しという意味で、濫用という見る余地もないわけではないということで、いずれにしても濫用防止の制度なのか、不当な目的での提訴を妨げる制度なのか。その辺の概念整理というのが必要ですし、いずれで整理するにしても、例えば、さっき申し上げたような例で、この規定を使えば、それは却下の対象になるのかならないのかということが一般の人にも裁判所にもきちんとわかるような制度設計をしておかないと非常に混乱が生じる。あるいは訴訟障害事由としてはおかしな制度になるのではないかという気がいたしますので、その辺の点につきまして、御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。先ほど、大河内委員から先にお手が挙がっていたと思いますので、よろしく申し上げます。

○大河内委員 私は初めに、いろいろ増え続ける消費者被害を止めようということで、こういう検討に入るのもっと緩やかな形で制度がつけられるのかなと思っていただんですけども、適格性などもかなり高いハードルなので、私の団体も適格性がないということで、何か参加しているときはちょっと元気がなかったんですけども、この高いハードルを越えて、きちんと努力できる消費者団体というのができてきて、それがきちんと活動していくということであれば、それはそれでよいことなのではないかというふうに思います。

ちょっと15ページの財政基盤のところなのですけども、ここの注釈のところには寄付金等の収入予定をしている場合やボランティアの活用を想定している場合においては、その見込みが確実であることが求められるような注釈が入っているのですけれども、寄付金とかボランティアはその見込みが確実であるということがあるのだろうか。その趣旨からしてこの注はおかしいのではないかというふうに思ったのです。

それから、先ほどから皆さんがおっしゃっている管轄裁判所のことなのですけども、法律的なことはいろいろあると思いますが、一般から見て被害が多数起きている場所とか、大体その不当な行為やその不当な約款とかということがまずあるわけですから、その被害が起きているところで裁判が行われれないというのは何となく納得いかないことではないかというふうに思います。

以上です。

○山本委員長 それでは、次に大村委員から、御発言をお願いします。

○大村委員 19ページの1行目のところでございますが、差止請求権の行使に仮託して和解金等の不当な利益を得ることということが、これは基本的に制度の趣旨からいって、あってはならないことではあるという考え方が述べられたということは、私どもは非常に評価しております。ちょっと仮託という言葉が難しいから、もう少しわかりやすい文章がいかかなとは思いますが。

それで、これに関連しまして、コメントを申し上げさせていただきますと、我々は商法の利益供与で経験が大変あるわけでございますが、不当な要求をするというときには、直接的な金銭的な要求にすると極めて目立つということで、別途の取引の形を装って利益をくれとか、例えば、会員権を買ってくれとか、植木を入れてくれとか、最終的にはそういうことが想定されまして、したがって、条文化の段階かと思えますけれども、その時点では金銭というよりも財産上の利益ということで是非お願いしたいし、それからそもそもその種の差止請求権という公の目的のために与えられた権利であるにもかかわらず、その差止請求権の行使に関連した、このような不当な財産的利益を受け取るということは一切禁止だということを条文化の段階で是非明確にさせていただきたいと思えます。

第2点でございますが、24ページの濫用防止、不当な目的でなされる訴えについての提起自体を認めない仕組みということについて、これをきちんと取り組んでいこうということも大変高く評価しております。

先ほど、一部委員の中の発言で私どもの理解できないのは、この濫用防止措置というのは裁判官が判断するわけございまして、その事業者が濫用かどうかというのを判断するわけでもないし、却下も裁判官がするわけございまして、濫用防止措置の濫用という概念というのは全く事実と反するし、そういう物の言い方というのはちょっと違うのではないかなと思います。勿論、先ほど、また別の専門家の委員から御意見がありましたように、この却下要件、障害事由というのをきちんと法律で規定するということが大前提でございまして、これは大変大事なことで、今後の立法化できちんとやっていただきたいんで

すが、その上でその判断を下すのは裁判官なのであって事業者ではないということであり、ますので、濫用防止措置の濫用というのは、この裁判官の判断がもうすべてという、この制度の中では余り考える必要はないのではないかと思います。

そういう意味では、その注で非常に否定的にとらえられている担保提供も全く同じでございまして、例えば、これも株主代表訴訟で担保提供という制度があるのですけれども、これも裁判官による担保提供の濫用というのは余り聞いたことがなくて、一時名実ともに訴えが濫用であれば、裁判官が担保提供命令を出しましたが、近時は、いずれにしても内容上の争点をきちんと議論した方がいいという場合には、東京地方裁判所では担保提供命令というのは認めないという裁判官の判断事例が非常に出ていますので、我々も株主代表訴訟で本当に濫用事例では担保提供の申し出をしますけれども、濫用ではなくて見解の相違であるというときには、担保提供を何回やったって、裁判官は認めるわけではなく、弁護士も必ずそういうふうなアドバイスをしますし、申し立てもしないというのが最近の傾向でございまして、この辺のことも考えると、濫用防止措置の濫用という概念というのは実際にないような議論ではないかなということ、私の意見として申し上げます。

以上です。

○山本委員長 それでは、次に品川委員、お願いします。

○品川委員 5点ほど意見を述べさせていただきます。

1つ目は、12ページの「③活動実績」のところであります。この点については、本日は御発言が今のところまだなかったかと思いますが、2つ目のパラグラフの記述を見ますと、「任意団体として活動していた団体が法人格を新たに取得した場合については」云々ということで、任意団体と法人格を持った団体との関係で同一性、継続性を認めるという形で評価しようという趣旨に読めるのでありますが、現実の消費者団体の状況ということと言いますと、法人格は従来から持っていた団体であっても、訴権基盤全体を持っているかどうかということ言うと、必ずしも十分でない法人格を持つ団体などというものも存在するわけです。

それから、そういう点では何も任意団体と法人格という関係ではなくて、任意団体当時に消費者全体の利益に基づく活動を行っていて、そういう団体も構成員の一つに加わって新しい団体が形成されるという場合に、任意団体当時の構成団体の活動についても実績として評価するという内容が必要なのだろうと思っておりまして、この活動実績についてももう少し幅広く認めるということで内容に手を加えていただければというふうに思います。

2点目は、13ページの「⑤事業者等からの独立性」というところですが、御意見の中には、特定の事業者の関係者あるいは同一業界関係者が一定割合ということでは足りない、弁護士なども含めて役員一人もだめだという趣旨の御発言もあったかと思いますが、現実的にこうした新しい適格団体を形成しようという場合に、弁護士さんなどを含む何らかの形の事業に関わる人たちが役員構成の一部に入るということは実態上は十分あり得るし、むしろそういうことがある方が自然だということであって、特定の役員が競合関係、

利害関係を生じるような訴訟になっていく場合には、この団体自体の意思決定過程で議決権の停止等の措置が内部規程として十分明確になっているということをもって足りるであろうというふうに、思っております。

次に、18ページの「外部監査」の件に関して、この適格消費者団体が役割としてはかなり公益的な役割を果たすということは事実と思うのでありますけれども、そうした公益的役割を果たす適格団体が、財政的には具体的な資金的環境整備なり支援なりということは一切行われず、それぞれの団体が寄付金なりボランティア活動なり一定範囲の事業活動なりということによって財政を支えるということが基本になる団体でありますから、そういうことから言っても、「外部監査」を義務付けるということにはなじまないと思います。

それから、中心的な論点になっております24ページの管轄裁判所の件であります。

基本的考え方として、民訴法との関係をどう考えるかという議論が一方にはございますが、もう一方では実態論として現実の消費者被害の発生の状況を踏まえて言うと、やはり行為地、被害地ということは何らか含めるということの必要性が強く言われている。そういう関係だろうと思います。

もう一つ、実態との関係で弊害的に言われている点は、この管轄裁判所で行為地、被害地等を含め広く考えるということにすると、同時複数提訴という問題が起こったときの応訴の負担が過重になるという点でありますとか、判決が複数錯綜して出る可能性があるとか、そういう弊害として実態上言われているのは、同時複数提訴の場合に言われているのだというふうに思うわけです。

そんな点では、管轄裁判所の件については行為地なり被害地なりということを含めて広げて設定をしながら、弊害があるとすれば同時複数提訴の場合についてはどうするかということとして絞って検討を行うというのが現実論的には必要なことなのだろうと思います。

最後ですが、24ページの下の方にあります不適切な訴えの関係で、濫用の問題ということが言われていましたけれども、この不適切な訴えの濫用というよりも、むしろ不適切な訴えということが訴訟自体の引き延ばし等にある意味で技術的に使われたりすることのないような措置が十分検討される必要があるのではないかというふうに私としては思っております、そんな点について発言をさせていただきます。

○山本委員長 それでは、まだ発言のない委員からということで、先に岩佐委員にお願いします。

○岩佐委員 やはり、この制度というのが、先ほどからもお話がありましたように、消費者団体がこういう権利を持って消費者利益の擁護を目指して新しい団体活動をしていくという、そのために制度としてどういうことをつくっていくかということで、基本的にはあるべき姿があって、それを現実を踏まえながらあるべき姿をつくっていくという、ある程度の理想的なところから進めていくのが基本ではないかと思っています。そういう中で、今回の案については現実の部分、踏まえながらもよくつくられていると思いますので、全体的な書きぶりはこのままで私はよいと思います。

特に今、問題になっております9ページの「推奨行為」と、24ページの管轄裁判所について一応御意見を述べさせていただきます。

「推奨行為」については、確かに業界のそういうふうないろいろな「推奨行為」があって、それもやはり差し止めるべきであるという御意見はもっともだと思っておりますが、反対にその広がりが大変不明確だと思っております。いろいろな法令集とかそういうものに出ていることでそのまま約款等に行っている場合もかなりありますので、そういうどこまで広がっているかということがわからないところで、「推奨行為」という一言の言葉だけで差止請求を認めるというのはやはり私はちょっと危険ではないかというか、余りにも広がりがあり過ぎるところに対してはやはり原則に従った部分できっちりわかる範囲の差止請求をした方がいいと思います。

あと、管轄裁判所についてですが、先ほど事務局が御説明していただいたように、民訴法の解釈でいけば、例えば特別裁判籍等も考えられるとかという形になると思います。また、あくまでも同時複数提訴の弊害ということも踏まえながら、今回は原則に従うということで、民訴法の原則を踏まえた形でやった方がいいと思います。行為地や何かに広げますと、やはり先ほどの同時複数提訴の例外はどうするかとかというふうに考えた方がいいのではないかという御意見もありましたが、そういう例外を反対に立法上認めるというのかなり難しい部分があるかと思っておりますので、やはりその部分は原則に従った考え方でやった方がいいと思います。

以上です。

○山本委員長　それでは、次に高橋委員にお願いします。

○高橋委員　5点ほど申し上げます。

まず、報告書の前の方からですが、6ページ目の差止対象の基本的な考え方について、民商法の不当な勧誘、契約条項に広く適用されるようなものを本制度の対象にすべきかどうかという記述についてなんですけれども、「検討する必要がある」という記述の前の「慎重に」という部分はカットの方向で検討すべきだと思います。

なぜならば、最近高齢の姉妹を食い物にしたリフォームの「次々販売」が大きな社会問題になっておりますけれども、多分こういうものはほかにもあると思われるんですけれども、こういうものが現状では差し止められません。被害の実態があるものがとめられないような制度をつくってもしようがないので、前向きに検討するというので、「慎重に」という3文字の削除をお願いします。

次は9ページ、いわゆる「推奨行為」のところでございます。「推奨行為」に対しては、今までも意見を申し上げてきましたけれども、やはり推奨された契約条項で契約を締結したものが不当であれば、個々に訴訟を提起していくということになるかもしれません。実際そういうことが起きた場合に、推奨した事業者団体の側としては、例えば賃貸契約書なら大家さんであるとか、金融取引の約款なら金融機関から文句を言われるわけです。

そういう混乱を考えれば、1か所で止められる方が事業者側にとってもいいわけですし、

それが不当でなく妥当なものであれば裁判で主張していただければいいわけですので、「推奨行為」を対象に含めないということに関して私は反対でございます。積極的に含めていくべきだと思いますので、この報告書での書きぶり言えば、やはり9ページの最後にあります「慎重に」という3文字の削除を要求いたします。

3点目は、12ページの「③活動実績」のところですが、先ほど、品川委員からも御意見があったところですが、「相当期間、継続的に行われている」という、この「相当期間」ということに関して具体的な記述がないわけですが、ここはできればもうちょっと踏み込んだ方がいいのではないかと考えております。

特に、既存の団体が緊急性にかんがみて一緒に寄り集まって訴権を行使できる団体をつくっていくというようなケースが出てくると思うのですが、その場合の活動評価実績をどう見るかということに関しては、まったく新しい団体よりは早く適用されるという必要があると私は考えております。

4点目は御意見の多い管轄裁判所のところでございます。「一定の例外を認める」という記述はよいのですが、その前にある「双方当事者の合意による管轄」という表現は削除していただきたい。

被害地、行為地を含める議論、ここが争点ですが、実際の状況を考えてみますと、被害者は行為地にいるわけですが、例えば、沖縄で被害が発生したときに東京で裁判をやるからといって一々証人を沖縄から呼び寄せるのか。これを考えただけでも、実際にこの制度の実効性というものが疑われてしまうわけですので、行為地、被害地を含める形にしていきたいと思っております。

最後、26～27ページにかけての「環境整備」のところの資金面の援助についてでございます。26ページの最終行の「イ」のところ、「活動のPRを通じて、会費、寄付金収入を確保する」とありますが、そのための枠組みの整備というものが本来この報告書で書くべきことであって、「活動のPRを更に援助します」では、なかなか消費者団体が訴権を行使していくことは難しいと思っております。寄付金収入の確保を書くのであれば、「寄付金控除など税制上の特典が得られるようにすべきである」といった記述をすべきと思っております。

以上です。

○山本委員長 それでは、角田委員、その次に上原委員にお願いします。

○角田委員 まず1つは、既にいろいろな委員から意見が出ております管轄裁判所についてです。

消費者団体訴訟制度は、消費者の利益を保護する特別の制度として、消費者と事業者との情報力と交渉力の格差を埋めるための制度としてつくられようとしているものです。一方、消費者トラブルは、資料2にありますように、この検討の最中にも増加を続け、昨年度、2004年度1年間に180万件近くになり、この2年間で倍近くになり、その約95%が取引被害です。

このような被害を防止することが、この制度の必要性ということになるわけですが、昨今のトラブルの特徴のひとつは、電子商取引などの通信販売であるとか、電話勧誘であるとか、訪問販売トラブル等であっても、事業者の本社からは離れた地域でのトラブルが少なくないということで、こうした被害の実態を踏まえて考えると、やはり例外ということとしても行為地、被害発生地などを入れるべきであると思います。

2つ目は、6ページ目の「2. 差止めの対象とすべき事業者の行為」のところですが。これも何人かの委員から意見が出ていますが、「(1) 基本的考え方」の最後のところが民法及び商法について対象とするかどうかは、その規定の具体性・明確性を踏まえてというように表現になっておりますが、例えば民法の詐欺や強迫等については、ある程度要件が具体的であり、必ずしも明確でないとは言えないのではないかと思います。このような理由であるならば対象にすることも考えられるのではないかと思います。

3点目は、25ページの「5. 制度の実効性を高めるための方策」のところの「(2) 環境整備の方向性」の「②情報面における環境整備」というところです。ここは「差止請求権行使の前提となる消費者被害の情報収集について」ということで、この表現だと被害事案ということで、いわゆる消費生活相談情報だけが対象となり、またその対象となる団体も「地方自治体の消費生活センターや国民生活センター」と書かれ非常に限定的になっております。以前は「等」が付いていたときもあったのではないかと思います。団体にとって必要な情報としては、消費者被害の事案だけではなくて、関連情報、調査研究情報、例えば事業者の約款調査といったようなものも考えられるし、またその対象となる団体についても、消費生活センターと国民生活センターだけではなくて、自治体の消費者関連部門、必ずしもセンターがない消費者関連部門なども含めて対象にすべきと思うので、書きぶりを工夫していただけたらと思います。

以上です。

○山本委員長 それでは、上原委員、お待たせしました。

○上原委員 ごく簡単に、管轄のことにつきまして申し上げたいと思います。

私が、これから申し上げることは、再三議論のあった、どちらの立場が妥当かということではなくて、このような議論の対立を背景としたせいかわかりませんが、24ページのこの書き方自体が、先ほど事務局が説明された原案をきちんと表現し尽くしていないのではないかと、という意見です。

つまり、この事務局の原案は、きちんと理解すれば普通裁判籍所在地を専属的な管轄裁判所としつつ、しかし合意管轄や応訴管轄は認めるという規律を考えているのだと思います。しかし、専門的に見ればそのようなものと理解できるわけですが、他方で先ほど別の立場からの議論からすると、民訴の原則は何なのかということについての理解の違いなどがありまして、読み方によってはこのままの文章ですと、それぞれの立場から都合のよいように解釈されるというおそれがないとは言えないと思います。どういう形でこのところが最終的にこの委員会としてまとまるかは、まだもう一回あるわけで、そこで決まる

んだと思いますが、いずれにしても原案の立場をはっきりさせる必要があります。それで原案のようにまとまるのであれば、先ほど言いましたように専属的管轄としつつ、しかし民訴の原則とは違って合意管轄等は許すということをはっきりと書いていただきたいと思います。以上です。

○山本委員長 ほかに、御発言の御希望はございますか。

御船委員、お願いします。

○御船委員 全体的に、本当にまとめられているというふうに思います。

かなり慎重に、そして着実になさっていると思うんですけども、1点だけ、議論が非常に多い24ページの管轄裁判所、今、上原委員の方から現実をきちんと表記していただきたいということは私も思います。

どういう裁判が想定されるのかというのは、多分非常に被害が大きい、しかも全国的に被害が大きいというふうに連続していくとすれば、勿論、被害地あるいは同時複数提訴ということを考えていきますと、やはりこの基本、つまり普通裁判籍の所在地あるいは民法の基本にのっとっていくのが必要ではないかというふうに基本的には考えております。

以上です。

○山本委員長 ほかに、御発言はございますでしょうか。

それでは、鹿野委員、お願いします。

○鹿野委員 極めて細かなところなのですけれども、6ページの最後の行から7ページにかけてです。不当な契約条項を差止めの対象とすべきだという1段落があり、これ自体については勿論異論はないのですが、ここのところで「消費者契約においては、事業者が多数の消費者を対象として同一または同種の取引を行うことが一般である。このため、事業者が使用する契約条項の中に不当な契約条項が含まれている場合には、消費者被害が広く拡大しやすいことから、事業者による不当な契約条項の使用に対する差止めを認めることが必要である」とされています。これは、事業者による不当な契約条項であれば一切差止めの対象になるかのようにも読める表現であるように思われます。そこで、3行目のところは、「消費者被害が広く拡大しやすい。したがって、そのような形で不当条項が消費者全体の利益に影響を及ぼすと認められる限り、事業者による不当な契約条項の使用に対する差止めを認めることが必要である」とするべきではないかと思います。

というのは、不当条項でも、例外的には1回的使用しか予定されていないものも考えられないわけではないと思うのですが、そもそも、今回の差止めは、反復継続により多数被害が生ずるおそれがある事業者の行為について、それを差止めの対象として認めようということだったと思うからです。基本的には8ページの最後の2行目に書いてある不当勧誘行為の場合と同じような考え方が不当条項にも妥当するのではないかと思うのです。

立証責任の所在を両者で同じようにするかどうか、したがって、具体的な条文にするときの規定の仕方を同じにするかということとはまた別問題として考える余地があるとは思いますが、いずれにしても誤解のないような形で、要するに不当条項についても、消

費者全体に影響を及ぼすような不当条項について差止めを認めるのだということを明確に
していただければと思います。

以上です。

○山本委員長 それでは、齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 9ページの「推奨行為」について、私の考え方を述べたいと思います。

先ほどから何人かの方からこれについて言及されましたけれども、「推奨行為」に関する書きぶりはここに書いてあるとおりでいいのではないかと考えております。

「推奨行為」が被害発生に及ぼすという因果関係をどの範囲で、それからプロセスのどの時点で切るかという判断が必要になるわけですし、言わばこの2つのステップを一度に取り締まろうとされたいということでしょうが、それはここに書いてあるとおりで、当該事業者が不当な契約条項を実際に使用する段階で差止請求することが可能であることを踏まえ、
「推奨行為」を差止対象としなくてもいいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○山本委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、寺田委員、お願いします。

○寺田委員 済みません、1点だけ追加なのですけれども、23ページの事前交渉のことについてです。

交渉の義務付けは適切ではないけれども、通知することは必要ということで、これはこれでやむを得ないかとは思いますが、通知することが必要と考えられるけれども、今回の制度設計の中にこれを何らかの形で通知を盛り込んでもらう必要があるのではないかとこのように私は考えておるのですけれども、この脚注があるがゆえに、そちらの方に任せてしまうというふうな読み方もされるのですけれども、その辺の事務局の方のこういう表現ぶりといいますか、こういう注を付けた意図を確認したいのです。

○山本委員長 それでは、説明をお願いします。

○鈴木企画官 これは、特に趣旨としましては、制度設計に通知というものを盛り込むということですし、13はその通知の義務付けということとは別に、事前交渉の場においてADRを利用することが可能ではないかという趣旨でございます。

○寺田委員 わかりました。それなら了解いたします。

○山本委員長 ほかに、御発言ございますでしょうか。

長野委員、お願いします。

○長野委員 いろいろ裁判管轄のことについて意見が出ておりますけれども、訴訟を常に追行している弁護士として、この裁判管轄の問題は非常に看過できない問題であることを再度申し上げたいと考えております。

先ほども挙げましたけれども、基本的に消費者団体が訴訟を行うときに、やはり証人を

呼ぶことが必要なことがあるわけでありましてけれども、証人は被害消費者が多いと思いませんけれども、被害消費者を別のところ、特に遠隔地に自分の事件、自分の給付訴訟とは別で来てくれということ、これは非常な負担になります。ですから、実質的な審理に非常に不都合が生じることが考えられますので、この制度自体を有効に機能させるためには、是非とも行為地の管轄を認めること、少なくとも先ほどの最高裁決定等もありますので、民事訴訟法どおりにしておくことが必要不可欠であるというふうに思っております。

それで、同時複数提訴との関係での弊害ということであれば、同時複数提訴の方を手当てしていく方向で考えないと、この制度自体が有効に機能できないというふうに私自身非常に強い危惧感を持っておりますので、再度御検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○山本委員長 ほかに、御発言の御希望はございますか。

坂東委員、お願いします。

○坂東委員 9ページの「推奨行為」については、先ほど来御議論があるわけですが、この間、団体訴権の枠組みの中で2つ大きな課題があります。ひとつは、団体訴権そのものを行使するということですが、もうひとつは消費者団体が訴権を背景に交渉を促進をしていく。事業者の方々との交渉をちゃんとやっていく。したがって、先ほどの事前通知といった議論も出てきているのだろうと思います。

例えば、これは既に皆さん方周知のことだと思いますが、イギリスではむしろ個別事業者よりも事業者団体との交渉を通して約款の具体的適正化を図っているという現実もあります。消費者基本法の中にも、事業者団体の役割が新たに規定をされた背景もあるわけですから、したがって、この制度の中に事業者団体が何らかの形で関わりを持つ方が本来であればすわりがいいだろうと思います。

もし、主体や推奨の程度についての判断が難しいのであれば、その中で具体的にどういうものであれば議論ができるのかといった点からその明確化を図る方が筋ではないかと私は考えます。以上です。

○山本委員長 ほかに、御発言ございますか。ございませんでしょうか。

そういたしましたら、まだ時間は若干ございますけれども、特に御意見がないということでしたら、いただいた御意見を踏まえまして事務局において修正案を作成していただき、次回検討委員会ではその修正案に基づいて御審議いただき、報告書を取りまとめたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○鈴木企画官 次回の委員会は、6月23日木曜日午後2時から開催しまして、最終報告のとりまとめをお願いしたいと存じます。

会議室の詳細については、追って御連絡させていただきます。

○山本委員長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとう

ございました。

なお、ちょっと事務局の方から別途案内事項がございますようですので、お聞きいただければと思います。

○後藤総務課長 ありがとうございます。夏季の軽装について、一言お願いしたいと思えます。

ここ数日、いろいろ報道されていて皆さん御承知かと思えますけれども、地球温暖化防止あるいは省エネルギーといった観点から、政府全体といたしまして夏季の間、冷房の温度を下げ過ぎないということと、軽装での執務を行うということを励行することといたしております。

具体的に、夏場というのは6月1日から9月いっぱいを考えておりまして、軽装の程度なのですけれども、一応ノーネクタイ・ノー上着ということを考えております。勿論、これはその日の気温等々ありますので、そうしなければならないということではなくて、どうしても差支えないということでございますが、本日の委員の皆様方あるいは会場にお越しの皆様方、是非こういった趣旨に御理解を賜りますとともに、また次回の会合を含めまして、今後各省庁の方に足をお運びいただく際には御協力を賜ればありがたいと思えます。

よろしく願いいたします。